

令和 7 年 3 月 6 日

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法に基づき、関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は 117 件、うち重大事故等として通知された事案は 23 件でした。

概要について、以下のとおり公表します。

1. 消費者事故等として通知された事案（117 件）

- （1）関係行政機関より 104 件（食品－75 件、製品－22 件、運輸－2 件、役務－2 件、施設－3 件）
- （2）地方公共団体等より 13 件（役務－13 件）
- （3）消費者安全調査委員会（消費者庁）より 0 件

2. 重大事故等として通知された事案（23 件）

- （1）関係行政機関より 21 件
 - 文部科学省に報告のあった役務事故の情報（1 件）
 - 文部科学省に報告のあった施設事故の情報（1 件）
 - 厚生労働省に報告のあった食品事故の情報（1 件）
 - 国土交通省に報告のあった運輸事故の情報（2 件）
 - 警察庁に報告のあった施設事故の情報（1 件）
 - 総務省消防庁に報告のあった製品事故の情報（15 件）
- （2）地方公共団体等より 2 件
 - 役務事故の情報（2 件）
- （3）消費者安全調査委員会（消費者庁）より 0 件

注：これら事案の情報については、被害の発生又は拡大の防止に資するため、関係省庁とも共有する予定。

3. 特記事項

別紙「関係行政機関及び地方公共団体等からの通知」備考欄に記載されたりコール情報については、詳細を「消費者庁リコール情報サイト」で確認することができます。以下のウェブサイトアクセスして御利用ください。

「消費者庁リコール情報サイト」ウェブサイト

PC・携帯 <https://www.recall.caa.go.jp/>

4. 留意事項

これらは、消費者安全法第12条第1項又は第2項及び第29条第1項又は第2項の規定に基づく通知内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

＜本件に関する問合せ先＞

消費者庁消費者安全課

TEL：03-3507-8800（代表）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

別紙

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知

■関係行政機関からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
A2250225-01	令和6年12月19日	令和7年2月25日	教育サービス(高等学校)	重傷1名	高等学校の体育の授業において、生徒が校内外を走っていたところ、校門付近の歩道で、当該学校敷地内にあるネットフェンスに設置されていた看板が外れて当該生徒の顔面に接触し、顔面皮膚潰瘍の重傷。当該高等学校は、当該看板の留め具が外れやすい状況であることを把握していなかった。	広島県	
A2250225-02	令和6年10月3日	令和7年2月25日	教育サービス(中学校)	重傷1名 軽傷1名	中学校の体育の授業において、ソフトボールを行っていたところ、バッターの生徒が打撃後にバットから手を離れた際、当該バットが待機していた他の生徒2名に当たり、1名が歯が8本脱臼等の重傷、1名が首に打撲の軽傷。当該中学校では、競技場所と待機場所の間にネットが設置されていない等、環境整備が不足していた。	神奈川県	
B1250225-21	令和7年2月22日	令和7年2月25日	施設が調理提供した食事	死亡1名 軽症10名	当該施設で調理提供された食事を喫食したところ、11名がノロウイルスによる食中毒症状を発症した。うち1名が吐物による窒息により死亡。	富山県	
G1250225-02	令和7年2月12日	令和7年2月25日	電気冷蔵庫	火災	ブレーカーを入れ直したところ、当該電気冷蔵庫及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和7年2月28日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1250225-08	令和7年2月17日	令和7年2月25日	石油ストーブ	火災	当該石油ストーブを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1250225-09	令和7年2月9日	令和7年2月25日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	当該電気温風機(セラミックファンヒーター)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
G1250225-10	令和7年2月19日	令和7年2月25日	布団乾燥機	火災	当該布団乾燥機を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
G1250225-12	令和7年2月7日	令和7年2月25日	バッテリー(リチウムポリマー、玩具用)	火災	当該バッテリー(リチウムポリマー、玩具用)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
G1250226-01	令和7年2月7日	令和7年2月26日	石油ストーブ(半密閉式)(SF-115TD:サンポット株式会社(現 株式会社長府製作所))	火災	当該石油ストーブ(半密閉式)を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和7年2月28日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
E3250227-01	令和7年2月27日	令和7年2月27日	運輸サービス(タクシー)	重傷1名	当該タクシーが運行中、対向車線から中央線をはみ出して走行してきた車両と衝突し、乗客1名が肝臓から出血する重傷。	千葉県	
E3250227-02	令和7年2月27日	令和7年2月27日	運輸サービス(タクシー)	重傷1名(80歳代)	当該タクシーが運行中、ハンドル操作を誤り、道路脇の街路樹に衝突し、乗客1名が右大たい骨骨折の重傷。	福井県	
F1250228-01	令和7年2月27日	令和7年2月28日	商業施設(エレベーター)	死亡1名	商業施設のエレベーター内の底部分に1名が倒れているのが発見され、病院に搬送されたが、死亡が確認された。なお、エレベーターは、人が乗る「かご」がない状態で扉が開いたままになっていた。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1250228-02	令和7年1月5日	令和7年2月28日	軽自動車	火災	当該軽自動車から出火する火災が発生。	岐阜県	
G1250228-04	令和7年2月23日	令和7年2月28日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	
G1250228-07	令和7年2月22日	令和7年2月28日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	三重県	
G1250228-09	令和7年2月20日	令和7年2月28日	石油ストーブ(開放式)	火災 死亡1名	当該石油ストーブ(開放式)を焼損する火災が発生し、1名が死亡。発火源も含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	
G1250228-12	令和7年2月24日	令和7年2月28日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	島根県	
G1250228-13	令和7年2月13日	令和7年2月28日	草刈機	火災	当該草刈機を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	長崎県	
G1250228-14	令和7年2月3日	令和7年2月28日	電気ストーブ	火災 一酸化炭素中毒(疑い) 軽症1名	当該電気ストーブを焼損する火災が発生し、一酸化炭素中毒(疑い)等により1名が軽症。発火源も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生 都道府県	備考
G1250228-16	令和7年2月27日	令和7年2月28日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
G1250228-20	令和7年2月25日	令和7年2月28日	石油給湯機付ふろがま	火災	当該石油給湯機付ふろがまを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	山形県	

※ 管理番号:文部科学省(A)、厚生労働省(B)、国土交通省(E)、警察庁(F)、総務省消防庁(G)から通知のあったもの

別紙

■地方公共団体等からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生 都道府県	備考
250227-003	令和6年12月23日	令和7年2月27日	介護サービス	死亡1名(80歳代)	介護施設において、利用者がおやつ(パウムクーヘン)を喉に詰まらせ、病院に救急搬送されたが、その後、死亡が確認された。当該利用者は提供準備中の食べ物に手をのばす傾向のある者であったが、職員は当該利用者の前に当該おやつを置いた後、目を離してしまった。	石川県	
250227-006	令和7年1月10日	令和7年2月27日	介護サービス	死亡1名(80歳代)	介護施設において、入浴中の利用者が浴槽内でうつ伏せ状態で発見され、病院に救急搬送されたが、その後、死亡が確認された。当該利用者は独りで入浴していたが、当該施設は利用者が浴室内を独りで利用することを前提とした、非常ボタンの位置、お湯の量の管理、見守りの頻度等の安全管理が不十分であった。	石川県	